

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

花岡小学校が行ういじめ防止等のための具体的な事項

1 未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化について

- ・ 学期に1度の教育相談週間（担任が児童一人ひとりと個別に面談）
 - ・ 週に1度の生活アンケート（適宜個別相談を行う）
- 火曜日に実施し、その日の同学年会で情報を共有、金曜日の終礼で全体共有

(2) 学校の教育活動を通じた取組について

- ・ めざす学校像（楽しい学校 美しい学校 チャレンジする学校）の実現に努める。
- ・ 友達によさに気付く力・互いの違いを認める力・善悪の判断をする力（道徳的判断力）・他者の心の痛みを感じる力・「いやだ」と言え、「やめよう」と制止でき、「相談する」「知らせる」という行動力を日頃の教育活動で育てていく。
- ・ 学級での人間関係づくりに努める。（学級会、AFPY等）
- ・ 異年齢集団活動の充実に努め、よりよい人間関係を育む。（1年生を迎える会、縦割り班清掃、児童集会、6年生を送る会等での縦割り班活動）
- ・ 「いのち」「じゅう」「びょうどう」を具体化する人権教育を推進するとともに、道徳教育の充実を図り、毎週1時間道徳の時間を確実にを行い、年間1回以上、いじめについて取り上げる。
- ・ さまざまな学習活動において、意見交換を積極的に行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認められる自分がいることを感じさせることで、自尊感情を育む。

(3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善について

① 組織

いじめ対策委員会

管理職（校長・教頭）、教務主任、学年主任、特別支援主任、校内C o、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、保健主任、SC、SSW 等

② 活動

- 1学期（7月）・・・いじめ防止対策計画作成
- 2学期（10月）・・・いじめの状況やその対応についての情報交換
- 3学期（3月）・・・いじめの状況やその対応についての情報交換

(4) 家庭・地域との連携

- ・ 9月実施のいじめアンケート（保護者向け） 別紙1
- ・ 学校便り、生徒指導便り、学級通信等での見守りの呼び掛け（問題行動対応マニュアルの活用）
- ・ 幼・保・小・中・高との連携を密に取り、適宜情報交換を行ったり、共に活動する場の設定をしたりする。

2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

(1) 校内指導体制の確立

管理職、担任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当、校内コーディネーター、専科がそれぞれの役割を自覚し、早期発見に努める。「いじり」や「からかい」も「いじめ」であるという認識をもつ。

① 管理職

- ・ 校内的見回りを行い、児童へ声掛けを行う。
- ・ 登下校時、交通指導を行い、児童の様子を見取る。
- ・ 必要に応じて指導・助言する。（授業に入った際、気になる児童を関係教員に報告する）

② 学級担任

- ・ 同学年の要配慮児童について共通理解し、学年主任のリーダーシップのもと、気になる児童への日々の対応について計画を立てる。
- ・ 気になる児童について保護者と情報を共有する。
- ・ 児童とのコミュニケーションを図り、信頼関係を深める。（日記、声掛け、作品へのコメント等を、軽重を付けて充実させる。）
- ・ 生活アンケートの実施（必要に応じて適宜実施、アンケート結果をもとに教育相談、同学年で情報共有）
- ・ 健康観察の充実（健康観察時に児童の様子を見取る）

③ 養護教諭

- ・ 管理職や担任、生徒指導主任と連携を取り、情報提供、共有する。
- ・ 保健室への来室、欠席児童の様子を担当その他関係職員に伝える。
- ・ 学期ごとに欠席、来室で気になる児童について、共通理解の場を設ける。

④ 生徒指導主任・教育相談担当

- ・ 校内外での児童の状況を把握する。
- ・ 週1アンケートの集約をし、管理職に報告。必要なものは保管する。
- ・ 教育相談週間の立案、集約をし、必要なものは保管する。
- ・ いじめに関する研修を行い、教員への啓発に努める。
- ・ 登下校時、交通指導を行い、児童の様子を見取る。
- ・ 授業に入った際、気になる児童を担当、関係教員に報告する。
- ・ 毎週1回、気になる児童についての情報交換会を実施する。

⑤ 校内コーディネーター

- ・ 要配慮児童を把握し、担任、関係教員に指導・助言する。

⑥ 専科

- ・ 授業に入った際、気になる児童を担任、関係教員に報告する。

(2) 家庭・地域との連携

- ・ 育友会執行部と共に月頭のあいさつ運動へ参加する。
- ・ 育友会、地域の会議へ積極的に参加し、見守りを呼び掛ける。
- ・ 学校便りや学校生活アンケート、生徒指導便り等でいじめに関する啓発を行う。
- ・ 中学校との情報共有を行う。
- ・ 学校運営協議会への情報提供を行う。

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 学校の体制づくりと対応について

校長のリーダーシップのもと、迅速・的確かつ組織的に対応する。

① いじめ認知時の情報収集

第1通報者（本人、保護者、周囲の友人等）からの聴取

※ 通報者の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細内容について聴き取る。

※ 複数対応（話を進める役割と記録を取る役割）

連絡・速報（管理職・生徒指導主任等への連絡）

※ 5W1Hについて分かっている範囲で事実のみを正確に伝える。

※ 校内いじめ対策委員会において情報を共有し、関係者で役割分担をする。

関係者からの聴取（できるだけ正確に事実を把握する）

① 被害児童からの聴取（信頼関係を築いている教員）

※ 被害児童の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。

② 加害児童からの聴取（複数の教員）

※ 生徒指導主任を中心に役割分担をする。

※ 加害児童が複数の場合、別室で個別に行う。

※ 具体的な行為を確認する。

どの立場の児童も大切な存在として接する。

③ 周囲の児童からの聴取（該当学年主任を中心に）

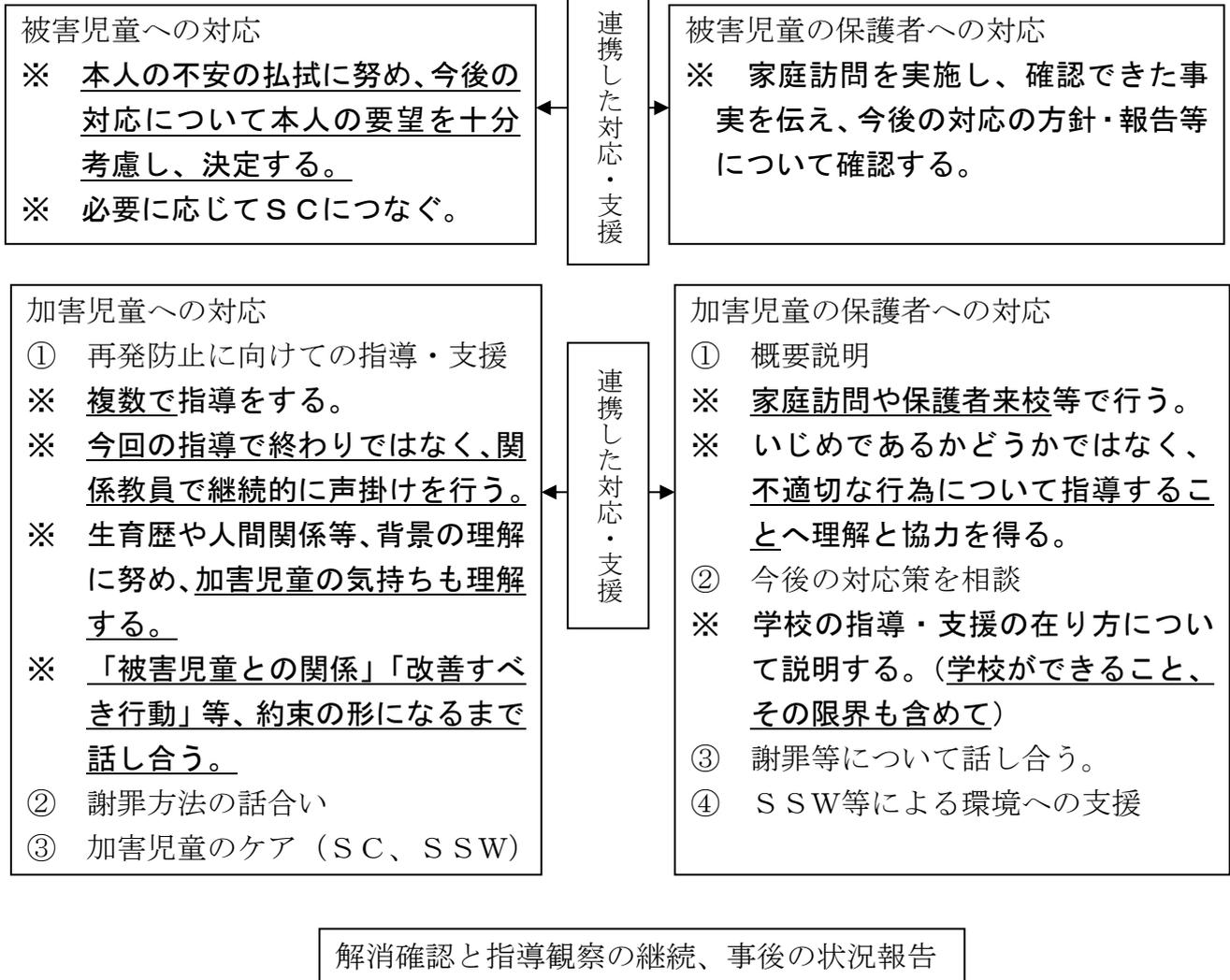
※ 行為の情報について「いつ」「どのようなことがあったか」具体的に聴取する。

※ 話を不用意に広めることや騒ぎ立てることがないように指導する。

校内いじめ対策委員会

※ 関係教員が集まり、情報を集約し、今後の方針を話し合う。

② 児童・保護者への対応



(2) 対応する上での留意点

① 学級（周りの児童）への指導

- ・ いじめといじめが及ぼす心身への影響を説明する。
- ・ 日頃から、「いじめは絶対に許さない」という学校・教職員の姿勢を示す。
- ・ いじめの4層構造について説明し、「はやし立てること」「見て見ぬふりをする」はいじめをしていることと同じことを説明する。
- ・ いじめをやめさせたり、大人に伝えたりすることは、人権尊重の精神に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・ それぞれの立場になったときにどうすればよいか具体的に指導する。
- ・ 再発防止に向けて、加害児童がいじめの対象にならないよう配慮する。
- ・ 各担任が重点を置いているコミュニケーションの方法を紹介し、真剣に話を聞くという態度を伝える。

② 情報の取り扱いについて

- ・ 生活アンケートやいじめアンケートの中で指導が必要なもの、対応した際に得た情報の記録は生徒指導主任が金庫に保管する。

- ・ 知り得た情報を学級全体で扱うことはせずに、個別に対応する。

③ 解消確認について

- ・ いじめを「止めること」と「なくなること」は違うという認識をもつ。
- ・ 「いじめをやめる」と口約束ができたことが解消ではなく、その後も両者に対して継続的な声掛けが必要だと教職員全体で共通理解する。
- ・ SCやSSWに状況を伝え、複数の目でその後の状況を確認する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応について

- ・ 学活や道徳の時間に情報モラルを扱った内容を年間1回以上扱う。
- ・ 長期休業前の生徒指導便りで、「ネットいじめへの相談窓口」「インターネットの使用について、家庭でルールを作ることの大切さ」等を家庭に伝える。
- ・ 各学級で「長期休業中の生活」を指導する際に、インターネットの危険性について触れ、保護者の管理下で使うことを指導する。

(4) 地域・関係機関との連携について

- ・ いじめを発見した際には、教育委員会へ報告し、指導助言を得る。
- ・ 外部機関への報告については管理職か生徒指導主任が行う。
- ・ いじめの情報を地域からいただいた場合は、管理職と相談しながら情報を取捨選択し、結果を報告するとともに、感謝の気持ちを伝える。

4 重大事態への対応について

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるいじめへの対応について)

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 重大事態の判断について

重大事態の判断はいじめ対策委員会が行う。

(2) 重大事態への対応について

- ① 管理職が重大事態と判断した場合、下松市教育委員会へ様式3 (別紙2) による速報をする。(生徒指導主任)
- ② 事実確認(アンケート、聞き取り等)・指導の後、下松市教育委員会へ様式4-(1) (別紙3) による報告をする。(生徒指導主任)
- ③ 緊急いじめ対策委員会の設立 (外部の構成員は校長が招聘)

構成員

校内：校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、担任

校外：SC、SSW、弁護士、民生児童委員

※ 下松市教育委員会が外部委員会を設置し、調査にあたる。

※ 委員会は公平性・中立性の確保をし、プライバシーへ配慮する。

④ 緊急いじめ対策委員会による調査結果を様式4-(3) (別紙4) により山口県教委に報告する。

⑤ 校長は、緊急職員会を開催する。その際に、全教職員で情報を共通理解する。

⑥ 緊急いじめ対策委員会、外部委員会の調査結果により明らかになった情報を、いじめられた児童・保護者に対して適切に提供する。

※ 情報提供の仕方については、校長が下松市教育委員会と協議し、決定する。

⑦ 児童集会や放送等で児童へ概要を説明する。保護者には緊急保護者会を開き、説明する。

※ 児童・保護者への説明については、緊急いじめ対策委員会で話し合った内容をもとに、校長が下松市教育委員会と協議する。

⑧ 緊急いじめ対策委員会で児童や保護者の心のケアについて話し合い、校長は意見を集約し、下松市教育委員会と協議し、ケアの方法を決定する。

※ 担任は生活アンケートや個別相談の実施、学級での児童観察からケアが必要な児童を把握し、生徒指導主任に報告する。

※ 生徒指導主任は、ケアが必要な児童とその様子についてとりまとめ、校長に報告する。その後、必要に応じて下松市のSCや他のSSWを招聘する書類を作成し、下松市教育委員会に提出する。

⑨ 調査結果が出るまでのマスコミ対応は、校長が下松市教育委員会と協議し、教頭が窓口となり対応する。

⑩ うわさや間違った情報を払拭し、二次被害を防止する必要性を感じた場合は、いじめ緊急対策委員会での意見を取りまとめ、校長が下松市教育委員会と記者会見の開催について、協議する。

⑪ 記者会見について

・ 事前準備

- 生徒指導主任がまとめた資料をもとに、校長は説明資料を作成する。
- 緊急いじめ対策委員会のメンバーで想定問答を話し合う。
- 校長は下松市教育委員会に同席依頼をする。

・ 当日の役割分担

- 受付（社名・記者名・連絡先の記入）：事務室
- 司会：教頭 ○ 説明：校長 ○ 記録・録音：教務主任
- 助手（メモ渡し、データ等の確認手配）：生徒指導主任

※ 報道機関によって、内容を変えないよう留意する。

・ 事後

- 教頭、生徒指導主任は、受付資料をもとに、翌日以降の報道資料から情報を収集する。

令和 7 年 月 日

保護者様

下松市立花岡小学校
校長 中 村 哲 也

児童の「学校生活に関するアンケート」について（お願い）

長月の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、本校では、学校と家庭が連携していじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるために、「学校生活に関するアンケート」を行うこととしました。
つきましては、下記のアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。
なお、下のアンケート用紙に直接ご記入・切り取りの後、古封筒に入れて 月 日 () までに学級担任にご提出ください。アンケートの結果を受け、早期対応に努めます。
どうぞよろしくお願いいたします。

切り取り

学校生活に関するアンケート

() 年 () 組 児童氏名 ()

1 最近気になることがありますか。() に○をつけてください。

- () ない → (以上で終わりです。)
() ある → (2に進んでください。)

2 気になることであてはまるものの () に○をつけてください。(複数回答可)

- () 沈みがちで表情がさえない () 情緒不安定でイライラしている
() 衣服が泥まみれになって帰ってくる () 身体にアザや傷がある
() 家族に反抗的になり、八つ当たりする () 弟や妹、ペットをいじめる
() 友達が遊びに来なくなる () 学校のことを話したまらない
() 持ち物がよくなる () 持ち物に落書きをされる
() カッターナイフなどの刃物をポケットに入れている
() 友だちへの応対が命令口調になっている
() 買い与えていない物や与えた以上のお金を持っている

3 その他お子さん本人や周りのお子さんのことで気になることがあれば、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

3 速報様式

市町教育委員会・学校等から教育庁学校安全・体育課 学校安全管理班宛ての速報様式 (FAX 等用)

学校事件・事故報告 (速報)

教育委員会・学校名		発 信 者	
発 信 日 時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分

1 件 名					
2 被 害 者 (被 災 者)	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名
		年	男・女		
(備考) 受診した病院名、傷病の程度等					
3 加 害 者	学 校 名	学 年	性 別	氏 名	保 護 者 氏 名
		年	男・女		
4 発 生 日 時					
5 発 生 場 所					
6 事 故 等 の 概 要					
7 学 校 ・ 教 育 委 員 会 の 措 置					
8 そ の 他	警察への被害届	有・無			
	報道発表・取材	有・無			
	特記事項				

教育庁学校安全・体育課 学校安全管理班

学校安全担当 TEL : 083-933-4673 生徒指導担当 TEL : 083-933-4680 FAX : 083-922-8737

4 - (1) 報告様式 (市町立学校用)

令和〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日

〇〇市 (町) 教育委員会
教育長 〇 〇 〇 〇 様

〇〇市(町)立〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇



学 校 事 件 ・ 事 故 報 告 書

- 1 件名
- 2 (被害・被災者) 学年・氏名 (性別)・保護者氏名
- 3 (加害者)
- 4 発生日時
- 5 発生場所
- 6 概要 (できるだけ箇条書きが望ましい)
- 7 被災・傷病の程度
- 8 学校が行った指導措置及び今後の対策等
- 9 関係機関が行った指導措置等
- 10 その他の参考事項
(本人について特記すべき事項、保護者の意見、事故の場合は現場の略図等)

4 - (3) 報告様式 (県立学校用) - いじめ事案調査報告書 (学校主体の調査) -

〇〇〇〇 第 号
令和〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日

山口県教育委員会
教育長 〇 〇 〇 〇 様

山口県立〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇



い じ め 事 案 調 査 報 告 書

- 1 (被害者) 学年・氏名 (性別)・保護者氏名
- 2 (加害者)
- 3 事案の背景 (集団・人間関係の状況等)
- 4 調査の組織 (調査委員の構成等)
- 5 調査日時・調査方法・場所・対象等 (詳細に記述)
- 6 事実経過
(日時、場所、人物、いじめの態様等について、網羅的に客観的事実を記述)
(1) 〇月〇日
(2) △月△日
- 7 被害の程度
- 8 いじめの認否
- 9 学校が行った指導措置等
- 10 関係機関が行った指導措置等
- 11 考察、今後の支援内容、再発防止対策等
- 12 その他の参考事項 (保護者の意見等)

